

2020年5月25日

経済レポート

日EU・EPAの利用状況と関税減少額

～発効1年間の関税減少額は約630億円～

調査部 主任研究員 中田 一良

○日本がEUと締結した日EU・EPAは2019年2月に発効した。日EU・EPAでは、日本の関税撤廃率（関税が無税である品目の割合）は94%（品目数ベース）であり、最終的にはほとんどの品目で関税を撤廃する。このうち鉱工業品については96%、農林水産品については54%の品目で関税が発効時に撤廃されている。

○EPAの直接的なメリットとして輸入関税の負担軽減があげられるが、そうしたメリットはEPAが発効すると自動的に得られるわけではなく、輸入者がEPAを利用することによって得られる。日EU・EPAの発効後1年間にEPAを利用してEUから輸入された金額は約1.5兆円である。その品目構成をみると、動物・食料品が約6割を占めており、化学製品・プラスチック製品、木材関連製品を合わせると8割を超える。動物・食料品の中では、たばこ、豚肉、ワインなどの金額が大きい。

○日EU・EPAがEUからの輸入にあたってどの程度利用されているのかを計算すると54%であった。他方、包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ（CPTPP）協定が発効して、日本と初めてEPAを締結することになったカナダ、ニュージーランドからの輸入におけるEPA利用割合は80%を超えている。品目別の利用割合は、日EU・EPA、CPTPP（カナダ、ニュージーランド）のいずれにおいても、動物・食料品や木材関連製品といった農林水産品で高い一方、それ以外の品目で低い傾向がみられる。ただし、EUからの輸入ではEPA利用割合が相対的に低い工業製品のシェアが大きく、こうしたことが日EU・EPAの利用割合が低い原因となっている。つまり、EPA利用割合の差は、品目別の利用割合だけでなく、輸入品目構成の違いから生じていると言える。

○日EU・EPAの利用により減少した関税額（2019年2月から2020年1月までの合計）は629億円と試算され、同時期の日本の関税収入全体の約6%に相当する。日EU・EPAでは今後、関税の引き下げが進むことから、発効からの経過年数が大きくなるほど関税減少額は大きくなると考えられる。

○英国は2020年1月末にEUから離脱した。移行期間終了後に日本と英国はEPAを締結する方針であるが、締結が遅れる場合、英国からの輸入にEPA特惠税率が適用されなくなる。そのような状況が関税減少額に与える影響を検討すると、英国からの輸入ではEPAを利用した輸入額がそれほど大きくないことから、全体としては限定的であるが、EPAを利用した英国からの輸入額が大きいニッケルで影響が現れる可能性がある。

1. はじめに

日本は、特定の相手国・地域との間で貿易の自由化を進める経済連携協定（Economic Partnership Agreement、EPA）を締結しており、日本がEUと締結した日EU・EPAは、2019年2月に発効した。日本の貿易総額（輸出と輸入の合計）に占めるEUのシェアは10%超であり、日本にとってEUは重要な貿易相手の一つであると言える。

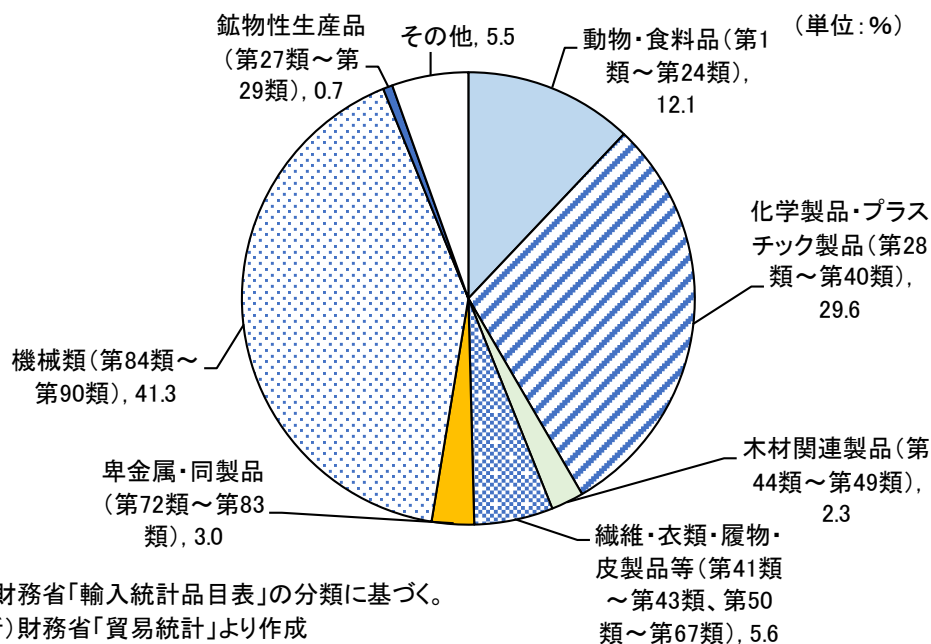
EPAでは、互いに関税を引き下げることによって締結国・地域間の貿易が活発化することが期待されるが、直接的なメリットとしては輸入関税の負担軽減があげられる。もっとも、そうしたメリットはEPAが発効すると自動的に得られるものではなく、EPAを自ら利用することによって得られるものである。

本稿では、日EU・EPA発効後の1年間でEUからの輸入において、日EU・EPAがどの程度利用されたのか、それによりEUからの輸入にかかる関税がどの程度減少したのかについて試算を行う。また、英国のEU離脱が、日EU・EPAを利用したEUからの輸入を通じた関税減少額に及ぼす影響についても検討する。

2. 日本のEUからの輸入品目構成と日EU・EPAにおける日本の関税引き下げの概要

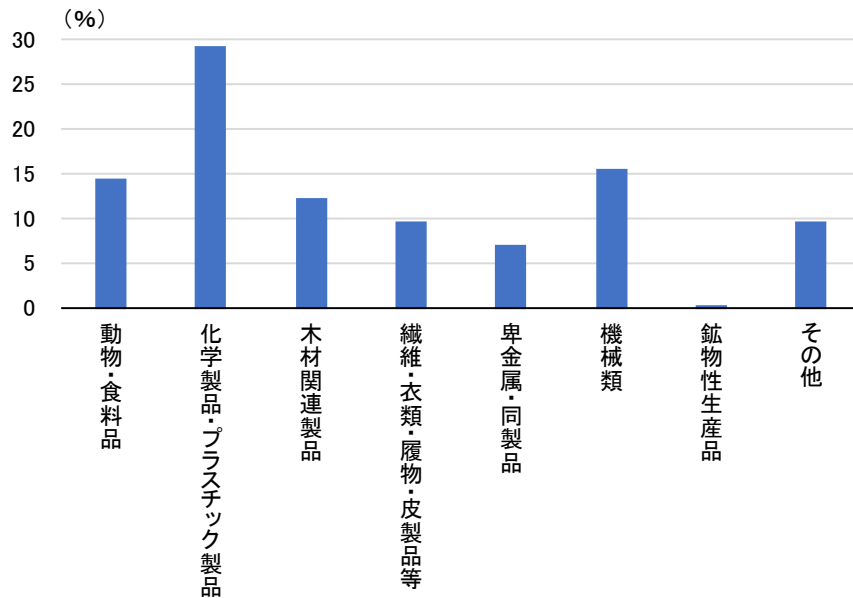
まず、日本のEUからの輸入における品目構成を財務省「輸入統計品目表」の分類に基づき確認しておこう。日EU・EPA発効前の2018年時点で、EUからの輸入のうち最もシェアが大きいのが機械類（第84類～第90類）で約4割、次いで化学製品・プラスチック製品（同第28類～同40類）が約3割、動物・食料品（同第1類～同24類）が約1割となっている（図表1）。

図表1. 日本のEUからの輸入における品目構成（2018年）



日本の輸入におけるEUのシェアを品目別にみると、化学製品・プラスチック製品は29.4%と高く、機械類、動物・食料品もそれぞれ15.5%、14.5%と比較的高い水準にある（図表2）。

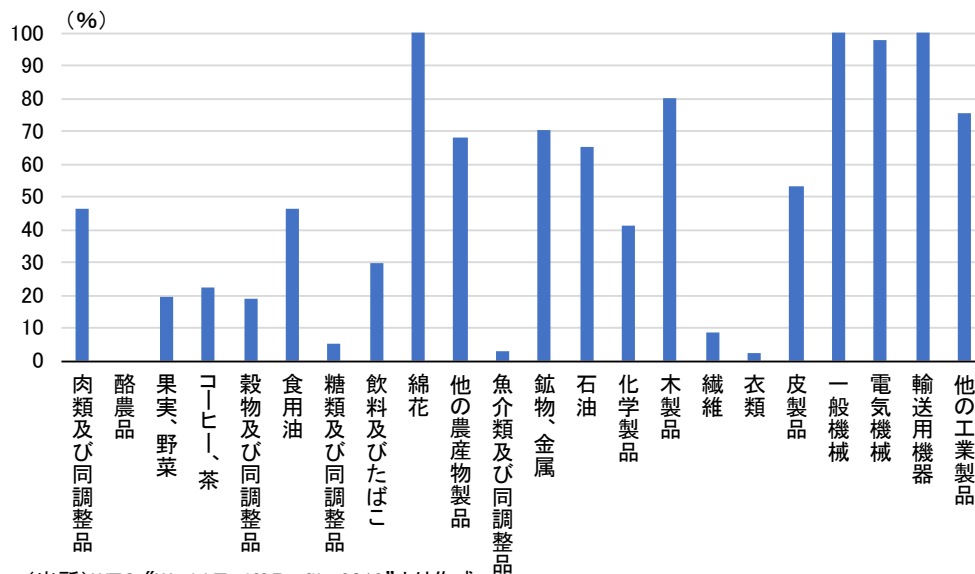
図表2. 日本の輸入におけるEUのシェア（2018年時点）



（出所）財務省「貿易統計」より作成

図表3は、日本で通常適用される関税率（実行最恵国税率、EU・EPA発効前のEUからの輸入にも適用されていたもの）について、品目別に関税が無税である割合をみたものである。鉱工業品では一般機械、電気機械、輸送用機器といった機械類ではほぼ100%となっている一方、衣類、繊維については非常に低いほか、皮製品、化学製品は他の鉱工業品と比べると低いことがわかる。農林水産品では、酪農、糖類及び同調整品などで非常に低い。

図表3. 品目別にみた関税が無税である割合（2018年時点）



（出所）WTO “World Tariff Profile 2019”より作成

関税率の水準についてみると、鉱工業品については、皮製品や衣類では平均で約10%の関税がかかっているが、他の品目の関税率は低いと言える（図表4）。他方、農林水産品では、酪農が非常に高い水準となっているほか、多くの品目では平均で10%を上回る関税率となっている。

図表4. 品目別の平均関税率（2018年時点）

品目	平均税率(%)	品目	平均税率(%)
農林水産品	15.7	鉱工業品	2.5
肉類及び同調整品	13.2	鉱物、金属	1.0
酪農品	95.1	石油	0.7
果実、野菜	10.5	化学製品	2.1
コーヒー、茶	14.7	木製品	0.9
穀物及び同調整品	37.5	繊維	5.4
食用油	7.8	衣類	9.0
糖類及び同調整品	26.0	皮製品	10.3
飲料及びたばこ	15.0	一般機械	0.0
綿花	0.0	電気機械	0.1
他の農産物製品	3.9	輸送用機器	0.0
魚介類及び同調整品	5.6	他の工業製品	1.2

（出所）WTO “World Tariff Profiles 2019”

こうした日本の品目別の関税率とEUからの輸入品目構成を考慮すると、日EU・EPA発効前にEUからの輸入品目で関税がかかっていたのは、化学製品・プラスチック製品、動物・食料品が中心であったと考えられる。日EU・EPAでは、日本の関税撤廃率（関税が無税である品目の割合）は94%（品目数ベース）となっており、最終的にはほとんどの品目で関税を撤廃することとしている。内訳をみると、鉱工業品は100%、農林水産品は82%であり、鉱工業品については96%、農林水産品については54%の品目で関税が発効時に撤廃されている。

具体的には、ワインの関税が発効時に撤廃されたほか、豚肉やチーズ、魚介類や林産物などで発効時に関税が引き下げられている（図表5）。鉱工業品については化学製品、繊維・繊維製品、非鉄金属で発効時に関税が撤廃されており、皮革・履物の関税は段階的に引き下げられ、最終的には撤廃されることになっている。

図表 5. 日EU・EPAにおける日本の関税の引き下げ（抜粋）

品目	基準税率	合意内容
プロセスチーズ	40%	・横断的な関税割当
クリームチーズ(乳脂肪45%以上)、モッツアレラ、ブルーチーズ、ソフトチーズ(カマンベール等)	29.8%	・枠数量 2万トン(1年目)→3.1万トン(2033年) ・枠内税率は段階的に削減し、2033年に撤廃
ハードチーズ(チェダー、ゴーダ等)	29.8%	段階的に削減し、2033年に撤廃
豚肉	平均輸入価格が分岐点価格以下の場合、基準輸入価格との差額を従量税として課税(最大482円/kg)、分岐点価格よりも高い場合、4.3%の従価税	段階的に削減し、2027年に従量税は50円/kg、従価税は無税
かつお	3.5%	・生鮮:即時撤廃 ・冷凍:段階的に削減し、2021年に撤廃
大西洋まぐろ	3.5%	・生鮮:段階的に削減し、2023年に撤廃 ・冷凍:即時撤廃
マカロニ、スパゲッティ	30円/kg	段階的に削減し、2028年に撤廃
トマトケチャップ、トマトソース、トマトジュース等	17～29.8%	段階的に削減し、2023～2028年に撤廃
ワイン	15%か125円/ℓのどちらか安い方	即時撤廃
葉巻たばこ	16%	段階的に削減し、2028年に撤廃
かみたばこ、かぎたばこ等	3.4%	段階的に削減し、2028年に撤廃
SPF製材(針葉樹のうち、トウヒ、マツ、モミの製材)	4.8%	段階的に削減し、2025年に撤廃
構造用集成材	3.9%	段階的に削減し、2025年に撤廃
パーティクルボード	5～6%	段階的に削減し、2025年に撤廃
皮革・履物	最高30%	段階的に削減し、2028年または2033年に撤廃
繊維・繊維製品	糸・織物・編物:1.9%～12.6%、従量税 衣類:4.4%～13.4%	即時撤廃
工業用アルコール(変性アルコール、エチルアルコール)	10～27.2%、38.1円/ℓ	段階的に削減し、2028年に撤廃
化学製品(プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて)	1.6～6.5%	即時撤廃
石油製品(軽油、重油、灯油、揮発油等すべて)	2.2～7.9%、従量税	即時撤廃
非鉄金属(銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて)	2～7.5%、従量税	即時撤廃

(注) 日本の関税の引き下げは毎年4月1日に実施される

(出所) 外務省「日EU経済連携協定(EPA)に関するファクトシート」、農林水産省「日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要①(EUからの輸入)」、経済産業省「日EU経済連携協定(EPA)における工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大枠合意結果について」、財務省資料等から作成

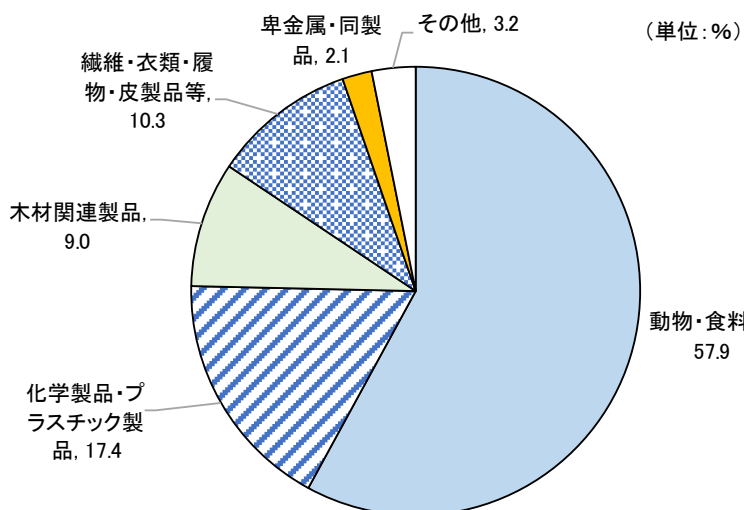
2. 日本の輸入における日EU・EPAの利用状況

日EU・EPAの発効に伴い、日本ではワインの関税の即時撤廃が行われるなど、関税の引き下げが行われているが、冒頭で述べたように、そのメリットは自動的に生じるわけではなく、輸入者が、輸出者の協力などを得て、日EU・EPA特惠税率の適用の条件である原産地基準を満たす書類を用意して申告することによってそのメリットを享受できる。

EPAが利用されてEUから輸入された金額(2019年2月から2020年1月までの合計)は約1.5兆円である。その品目構成をみると、動物・食料品が約6割を占めており、これに化学製品・プラスチック製品、木材関連製品を合わせると8割を超える(図表6)。動物・食料品について、その内訳をみると、たばこ、豚肉、ワイン、チーズ、魚類(まぐろ及びかつお)、飲料水などの金

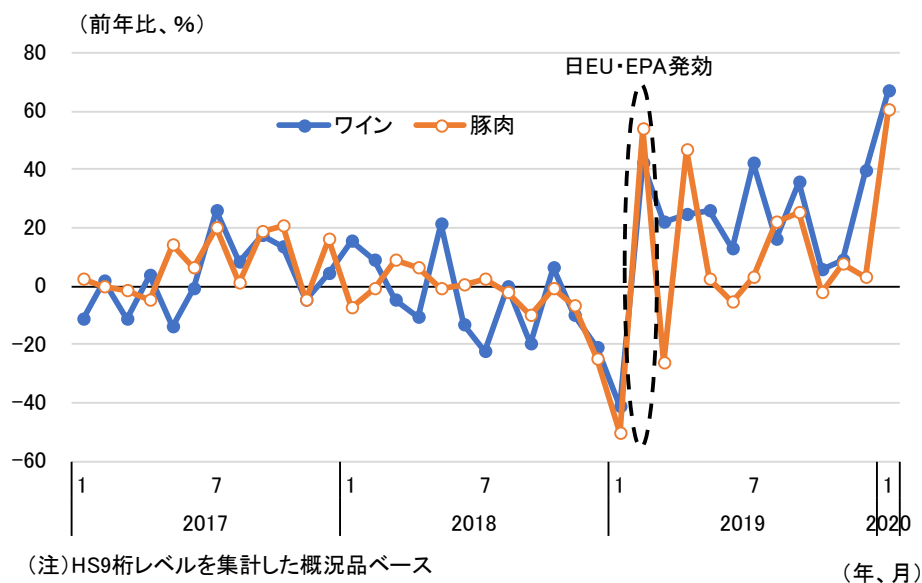
額が大きい。こうしたことから、EUからの輸入において、比較的高い関税がかかっていると考えられる動物・食料品を中心に日EU・EPAが利用されたことが確認できる。また、ワインと豚肉については、日EU・EPA発効前に輸入を控える動きがみられた一方、発効後は増加が続くといった動向が顕著にみられている（図表7）。

図表6. EUからのEPA利用輸入額の品目構成



(注) 2019年2月から2020年1月までの金額ベース
(出所) 財務省「貿易統計」より作成

図表7. ワイン、豚肉のEUからの輸入数量の推移



これらの輸入額は、日EU・EPAがどの程度利用された結果と考えればよいだろうか。日本がEUから輸入する品目の中には、機械類のように日EU・EPA発効前から関税が無税であるものもあり、そうした品目についてはEPAを利用する必要がない。さらに、日EU・EPAにおいて日本が関税を引き下げないものもあり、それらについても同様である。

そこで、日本がEUから輸入した品目について、関税率が①無税であるもの、②日EU・EPAにおいて関税の引き下げが行われないもの、③日EU・EPAによって関税の引き下げが行われるもの、に分類すると、③がEPAを利用して輸入する際に関税面でメリットが生じる品目である。実際には、工業品ではEU域外の部材等を多く用いている品目については原産地基準を満たすことができないものもあることから、関税が引き下げられてもそのすべての品目にEPA特惠税率が適用されるわけではないが、便宜上、③をEPA利用可能輸入額とみなすことにする。そのうえで、EPA利用割合（金額ベース）を、EPA利用可能輸入額に対するEPA利用輸入額の割合として求めると54.1%となる（図表8）。

図表8. 日本の輸入における日EU・EPA利用割合

輸入総額 (兆円)	EPA利用可能 輸入額(兆円)	EPA利用輸入 額(兆円)	EPA利用割合 (%)
9.7	2.7	1.5	54.1

(注)2019年2月から2020年1月までの合計

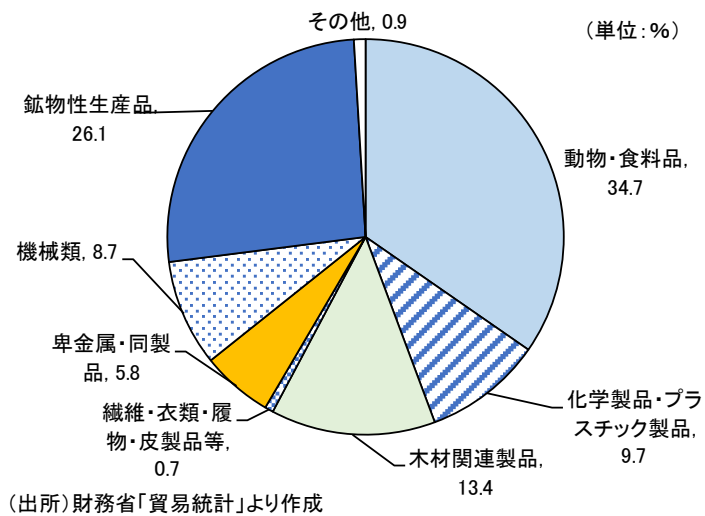
(出所)財務省「貿易統計」、「輸入統計品目表」等より作成

このEPA利用割合を日EU・EPAとほぼ同時期に発効した、包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ（CPTPP）協定と比較してみよう。CPTPPは、2020年5月時点で日本、メキシコ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、ベトナムとの間で発効している。日本にとっては、ニュージーランド、カナダ以外の国についてはすでに二国間EPAなどが発効しており、CPTPPが発効する前からEPAを利用した輸入が行われている。そこで、EUと同様に初めてEPAを締結することになったカナダ、ニュージーランドとEPA利用割合を比較する。なお、CPTPPにおける日本の関税撤廃率（品目数ベース）は95%であり、農林水産品については82%、鉱工業品では100%である。即時撤廃率は農林水産品では52.9%、鉱工業品では95%であり、日EU・EPAと同程度となっている。

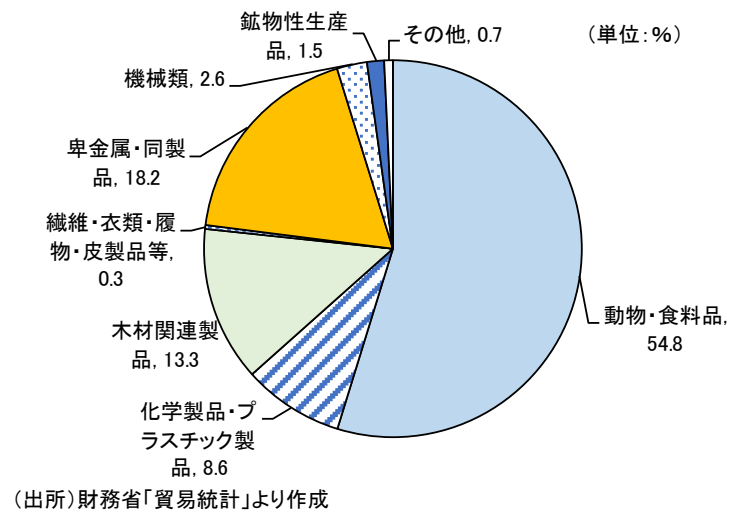
まず、日本におけるカナダ、ニュージーランドからの輸入における品目構成をみてみよう。カナダからの輸入は、動物・食料品、鉱物性生産品、木材関連製品といった農林水産品や資源が中心であり、機械類のシェアは大きくない（図表9）。ニュージーランドからの輸入は、動物・食料品、卑金属・同製品、木材関連製品の合計で9割近くを占めている。

図表 9. カナダ、ニュージーランドからの輸入における品目構成

カナダ



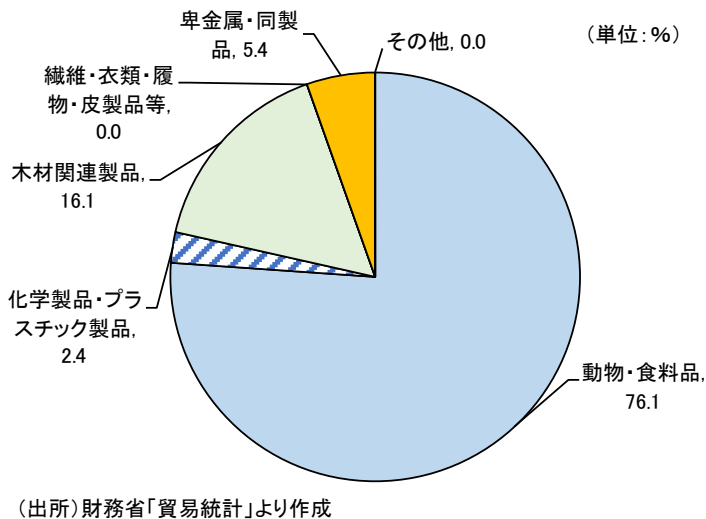
ニュージーランド



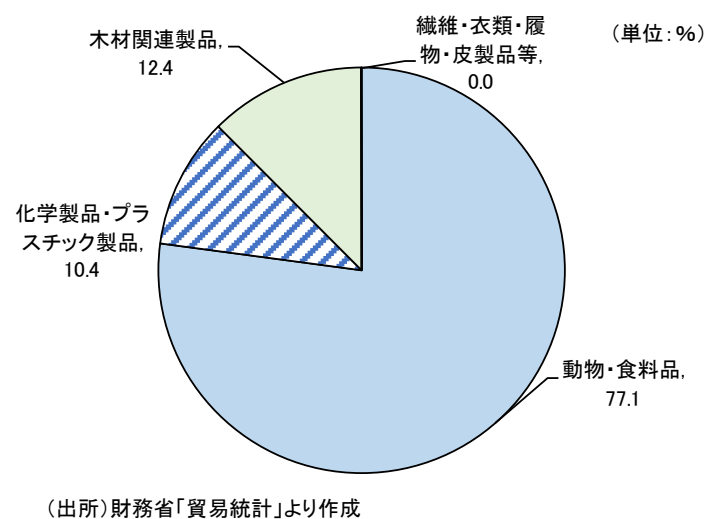
次に、カナダ、ニュージーランドからのEPA利用輸入額における品目構成をみると、両国とも動物・食料品の割合が非常に高く、全体の4分の3を占めているほか、木材関連製品のシェアも高い（図表10）。

図表 10. EPA利用輸入額の品目構成

カナダ



ニュージーランド



カナダ、ニュージーランドについて、EUと同様にEPA利用可能輸入額を算出したうえでEPA利用割合を求めたのが図表11である。カナダ、ニュージーランドからの輸入におけるEPA利用割合は80%を超えており、EUからの輸入における利用割合はこれらと比較すると大きく下回る。

図表 11. E P A 利用割合の比較

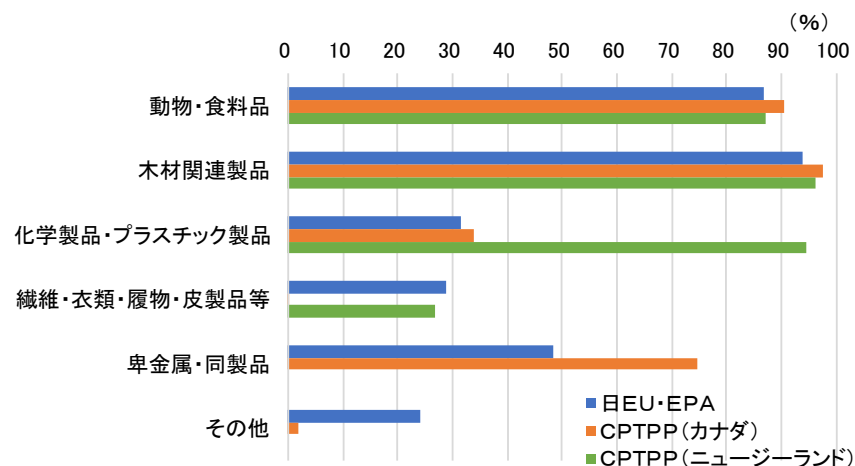
(単位: %)

日EU・EPA	CPTPP(カナダ)	CPTPP(ニュージーランド)
54.1	84.7	88.6

(出所)財務省「貿易統計」、「輸入統計品目表」等より作成

日EU・EPAの利用割合がCPTPP(カナダ)、CPTPP(ニュージーランド)よりも低い理由を検討するために、まず、品目別のEPA利用割合を比較すると、動物・食料品、木材関連製品では日EU・EPA、CPTPP(カナダ)、CPTPP(ニュージーランド)で大きな差はなく、いずれも80%台後半から90%超と高い水準である(図表12)。動物・食料品、木材関連製品以外の品目についても、日EU・EPAの利用割合はCPTPP(カナダ)、CPTPP(ニュージーランド)と比較して著しく低いというわけではないと言える。また、品目別の傾向として、動物・食料品、木材関連製品でEPA利用割合が高いのは、原産地基準を満たしやすいうえに、関税がかかっているものが多く、特に動物・食料品では関税が高い品目もあり、EPAを利用するメリットが大きいためであると考えられる。他方、これら以外の品目のEPA利用割合が動物・食料品、木材関連製品よりも低い理由としては、原産地基準を満たすことが難しい場合があり、関税が相対的に低いものが多いことなどが考えられる。

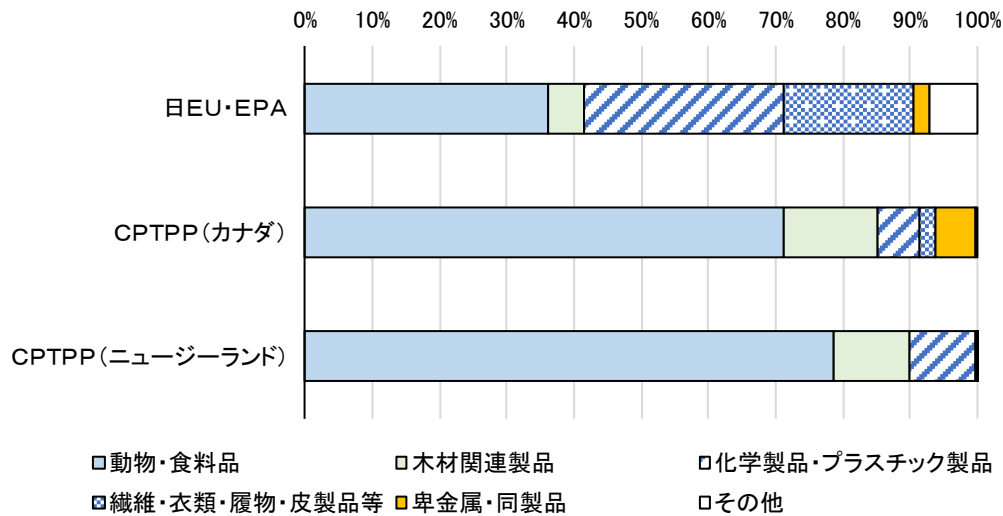
図表 12. 品目別のEPA利用割合の比較



(出所)財務省「貿易統計」、「輸入統計品目表」より作成

次に、EPA利用割合を算出する際の輸入額であるEPA利用可能輸入額における品目構成を比較すると、CPTPP(カナダ)、CPTPP(ニュージーランド)ではEPA利用割合が高い動物・食料品、木材関連製品のシェアの合計は8割を超えている(図表13)。これに対して、日EU・EPAでは、EPA利用割合が高い動物・食料品、木材関連製品のシェアは合計で4割程度にとどまる一方、化学製品・プラスチック製品、繊維・衣類・履物・皮製品等のシェアの合計は5割近くであり、工業製品のシェアが高くなっている。

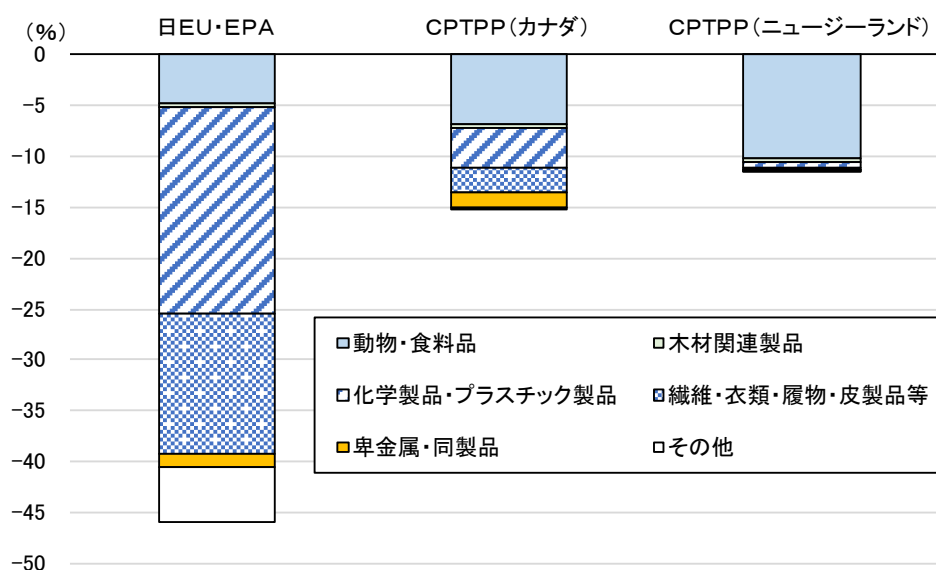
図表 13. E P A 利用可能輸入額の品目構成の比較



(出所)財務省「貿易統計」より作成

個別品目の利用割合と輸入品目構成の違いがもたらす影響をあわせてみるために、E P A 利用割合について 100%からの乖離要因を品目ごとに寄与度分解を行うと、日EU・E P Aでは化学製品・プラスチック製品、繊維・衣類・履物・皮製品等のマイナス寄与が大きいことがわかる(図表 14)。E Uからの輸入ではこれらの品目のシェアがE P A発効前から比較的高い一方、これらの品目のE P A利用割合は、原産地基準の関係もあって高くないために、このような結果となっていると考えられる。つまり、日EU・E P Aの利用割合がC P T P P (カナダ)、C P T P P (ニュージーランド)よりも低い水準にとどまるのは、品目別の利用割合の差だけでなく、輸入品目構成の違いによるものと言える。

図表 14. E P A 利用割合の 100%からの乖離要因



(出所)財務省「貿易統計」、「輸入統計品目表」より作成

3. 日EU・EPAによる日本の輸入における関税減少額の試算

日本の輸入における日EU・EPAの利用割合は、鉱工業品では必ずしも高くはないものの、日本が相対的に高い関税をかけている農林水産品では高い状況となっている。こうした結果から、日EU・EPAの利用により関税負担はある程度軽減されていると考えられる。そこで、日EU・EPA発効1年目の関税減少額を試算してみよう。

試算にあたっては、2019年2月から2020年1月までの貿易統計のデータに基づいているものの、日EU・EPAでは、日本は発効時点である2019年2月に最初の関税の引き下げを行った後、毎年4月に関税の引き下げを行うことから、2019年4月に2年目の関税の引き下げを行っている。したがって、ここで試算を行う発効1年目の関税減少額には、関税の引き下げのタイミングの関係から2年目の関税引き下げの影響も含んでいることになる。

関税減少額は、HS9桁の品目ごとに、通常適用される税率（実行最恵国税率）とEPA特惠税率の差を求めて、従価税の場合には輸入金額を、従量税の場合には適用される輸入数量を乗じることによって求めた。HS9桁よりも細かい分類で関税率が設定されている場合には、HS9桁レベルでの平均税率を算出してから差額を求めた。なお、EPAが発効して関税が引き下げられたことを受けて輸入数量が増加した品目もあることから、こうした方法で関税減少額を試算する場合、影響が過大に出ている可能性があるが、ここではそうした影響も含めて関税減少額としている。

関税減少額は、農産品（輸入統計品目表の第1類～第24類）で368億円、鉱工業品（第25類～第97類）で261億円であり、合計629億円と試算される（図表15）。同時期の日本の関税収入は約1兆円であることから、日EU・EPAによる関税減少額は全体の約6%となる。

図表 15. 日EU・EPAによる日本の関税収入減少額（1年目）

（単位：億円）

	農産品	鉱工業品	総額
本稿での試算	368	261	629
（参考）政府の試算	290	460	750

（注1）農産品は第1類～第24類、鉱工業品は第25類～第97類

（注2）本稿における試算と政府の試算は関税を算出する際のものとなる

貿易額の時点や関税引き下げ時点が異なることから正確な比較はできない

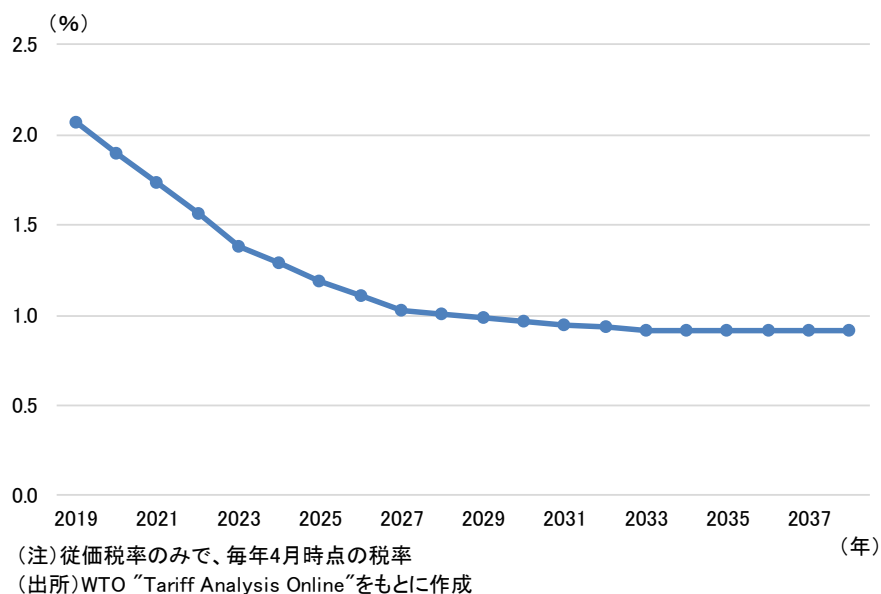
（出所）財務省、農林水産省、経済産業省「日EU・EPA等に係る関税収入減少額及び関税支払減少額の試算について」（平成30年2月）、財務省「貿易統計」、「輸入統計品目表」等より作成

なお、政府は日EU・EPAによる1年目の関税減少額を2016年度の貿易データに基づき、農産品で290億円、鉱工業品で460億円、合計750億円と試算している。本稿での試算と政府の試算は用いているデータの時点が異なるうえに、本稿のほうが関税の引き下げ幅が大きいことから、正確な比較はできない。そうしたことを踏まえて、本稿での試算と政府の試算の差について簡単に述べると、鉱工業品の関税減少額が政府の試算よりも本稿での試算のほうが小さいのは、政府

の試算ではEPA利用割合は100%であることを前提としているのに対して、実際にはすでにみたように鉱工業品でのEPA利用割合が低いことによるものと考えられる。他方、農産品の関税減少額が、政府の試算よりも本稿の試算のほうが大きくなっているのは、本稿での試算では2年目の関税引き下げを考慮しているためであろう。

日EU・EPAでは関税が段階的に引き下げられる品目があり、従価税の品目について、関税率の引き下げの今後の推移をみると、引き下げのペースは緩やかになるものの、2033年ごろまでは関税の引き下げが続く（図表16）。このため、発効からの経過年数が大きくなるほど、関税減少額は大きくなると考えられる。

図表 16. 日EU・EPAによる日本の平均関税率の推移



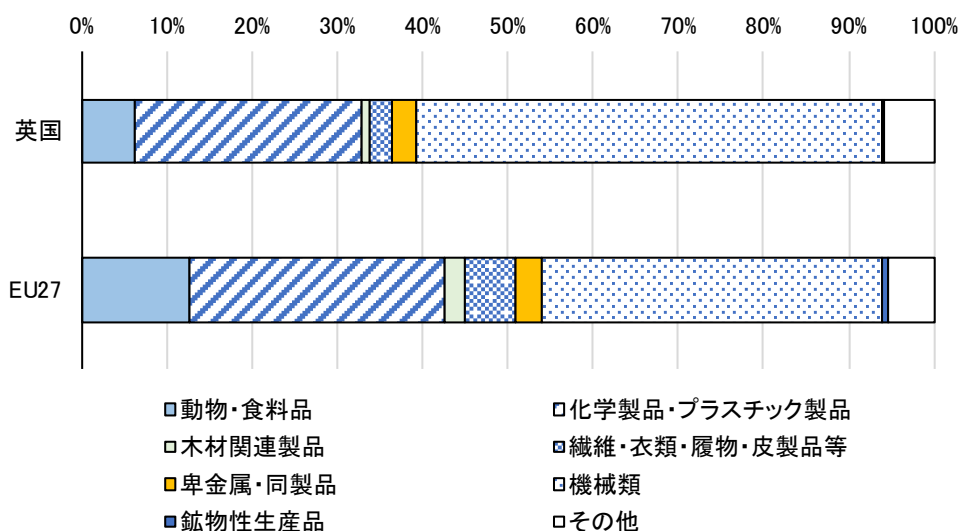
4. 英国のEU離脱が日本の関税減少額に及ぼす影響

英国が2020年1月末にEUから離脱したものの、現在は移行期間中であるため、日EU・EPAを利用して英国から輸入した場合、原産地基準を満たしている限り、EPA特惠税率が適用される。しかし、移行期間終了後は、英国からの輸入に対して日EU・EPAのEPA特惠税率は適用されない。このため、日本と英国は日英EPAを締結する方針であるが、締結が遅れる場合には英国からの輸入品に対してEPA特惠税率を適用されなくなり、その結果、日EU・EPAを利用した関税減少額が小さくなる可能性がある。そこで、英国のEU離脱がもたらす関税減少額への影響を検討してみよう。

まず、英国からの輸入における品目構成を、EU27か国からの輸入における品目構成と比較してみると、英国からの輸入では、日本の関税がほとんど無税である機械類が過半を占めている（図表17）。他方、動物・食料品、繊維・衣類・履物・皮製品等といった関税がかかる品目のシェア

は小さい。こうした輸入品目構成から、英国からの輸入においては日EU・EPAを利用することから生じるメリットは相対的に小さいことが窺える。

図表 17. 英国からの輸入における品目構成



(出所)財務省「貿易統計」より作成

次に、EUからのEPA利用輸入額における英国のシェアをみると、全体では2.6%にすぎない(図表17)。また、日EU・EPAによる関税減少額(629億円)のうち英国からの輸入による減少分は18億円であり、英国のEU離脱が日EU・EPAの利用を通じた関税減少額に与える影響は限定的と言える。

なお、図表18において卑金属・同製品では英国の割合は24%と高いが、これは日本がEPAを利用して英国からニッケルを輸入しているためである。移行期間終了後、英国とEPAを速やかに締結できなければ、ニッケルなどはEPAのメリットを享受する形で輸入ができなくなると考えられる。

図表 18. EUからのEPA利用輸入額における英国のシェア

	EU(億円)	英国(億円)	英国のシェア(%)
動物・食料品	8423	72	0.9
化学製品・プラスチック製品	2532	112	4.4
木材関連製品	1312	0	0.0
繊維・衣類・履物・皮製品等	1504	78	5.2
卑金属・同製品	308	74	24.0
その他	458	36	7.9
合計	14537	372	2.6

(注)2019年2月～2020年1月までの合計

(出所)財務省「貿易統計」より作成

5. おわりに

日本貿易振興会（JETRO）「2019年度日本企業の海外事業展開に関する調査」によると、EPAを利用して輸出を行っているか、利用を検討している企業のうち48.6%は、関税差が5%未満でEPAの利用を検討すると回答している。このことは、関税差が5%未満であれば、企業のうち5割はEPAを利用しない可能性があると考えられる。従来から、輸出企業にとって原産地基準に関する事務手続きの負担が大きいことが利用上のネックの一つであることが指摘されており、関税差が小さいことはEPAを利用しない理由となりうる。輸出企業と輸入企業ではEPAを利用するにあたっての立場が異なると考えられるものの、EUからの輸入において、化学製品・プラスチック製品でのEPA利用割合が低い背景には関税差が小さいことがあるのかもしれない。

もっとも、EPAの利用においては、輸入側の事務負担は輸出側と比較すると少ないと考えられる。また、輸入者は関税負担減少といった直接的なメリットを受けられるうえに、関税差がわずかであっても、輸入金額が大きければ、関税負担軽減額は無視できない大きさとなりうる。日EU・EPAでは今後も関税の引き下げが進むことから、輸入者が積極的にEPAを利用するようになれば、関税減少額はいっそう大きくなる。

日EU・EPAは発効して1年しか経過しておらず、鉱工業品の利用割合は今後の推移をみる必要があるものの、引き上げる余地はありそうである。企業におけるEPAの利用促進に向けて、政府はこれまでも情報提供や企業に対する支援を行っているが、EPAによるメリットを最大化するために、こうした取り組みを継続していくことが重要だろう。

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。